

都道府県沿岸漁業改善資金担当課長 殿  
都道府県地方分権担当課長 殿

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班  
内閣府地方分権改革推進室

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保  
の活用状況等に関する情報提供について

平成28年の地方からの提案等において、複数の知事会及び県から「沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸方式の追加、転貸融資の場合の保証機関の対象化」の提案（参考資料1）があり、昨年12月20日の地方分権改革推進本部で「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針について」（参考資料2）が決定され、同日付けで閣議決定されました。

閣議決定においては、

- (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。
- (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

とされたところであります。

これを受け、平成29年3月に沿岸漁業改善資金に関する利用状況等の調査依頼を発出し、当該調査結果のとりまとめを行ってきたところでありますが、今般、当該調査結果を踏まえ、別紙のとおり都道府県における物的担保の活用状況等について情報提供をさせていただきますので都道府県における制度の見直しなどを含め、今後の沿岸漁業改善資金の利用促進の取組の参考としていただくようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・別紙1 沿岸漁業改善資金における物的担保の規定と貸付けの状況
- ・別紙2 沿岸漁業改善資金の活用状況についての調査結果（概要）
- ・参考資料1 平成28年地方分権改革に関する提案募集 提案事項（個票）
- ・参考資料2 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）（抄）

（問合せ先）

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班

若命

丸山

直通：03-6744-2374 FAX：03-3591-5314

内閣府地方分権改革推進室

平林

津島

直通：03-3581-2450

## 沿岸漁業改善資金における物的担保の規定と貸付けの状況

- 沿岸漁業改善資金の貸付けに当たっては、人的担保(連帯保証人)の他に物的担保による貸付けや人的担保と物的担保の併用による貸付けも可能。
- 都道府県の担当へのアンケート調査では、39都道府県中、33都道府県(87%)が物品担保による貸付けの規定を設けている。このうち20道府県(53%)が物的担保のみにによる貸付けが可、13都県(34%)が保証人との併用が必要。
- 平成24～28年度までの5カ年間に物的担保による貸付けの実績があったのは8県で、このうち担保物件が貸付対象物件のみであったものが5件、貸付対象物件以外が4件あった(重複あり)。
- 物的担保の評価・管理は全て担当部局で行われていた。

### ○ 担保物件の例

- ・ 貸付対象機器、漁船
- ・ 不動産(土地、建物 等)
- ・ 漁船保険の保険金請求権(質権設定) 等

### ○ 物的担保による貸付け実績が無い理由

- ・ 借受者からの希望がない
- ・ 物的担保の設定や評価の方法等が分からない
- ・ 担保物件の管理が困難
- ・ 体制が整っていない 等

### ○ 物的担保の活用例

- ・ 借受者が、所定の連帯保証人を立てることができないと(県が)認める場合であって、適当な物的担保を提供することができる場合は、連帯保証人に替えて担保の提供による貸付けを可能とする。(その際、貸付対象物件を優先する。)
- ・ 担保を提供した場合は、担保を提供しない場合に必要ない連帯保証人の数から1名減ずること貸付けを行う。
- ・ 一定額以上の高額の貸付けについて、連帯保証人に加えて、貸付対象物件に対して、担保の設定を行うことで貸付けを行う。

対応事例については別紙のとおり

## 物的担保の設定・評価方法や管理の例

### ○ 物的担保の設定・評価方法の例

- ・ 担保物件に付している損害保険の請求権に質権を設定
  - ・ 毎年、漁船保険組合に評価額を確認（質権設定を更新）
- （1）複数の造船所の評価額を参考に評価額を決定
- ・ 固定資産税の評価額を基準に評価
  - ・ 簿価（路線価、固定資産の評価額）× 掛け目により算定
  - ・ 固定資産の評価証明書により評価

### ○ 物的担保の管理の例

- ・ 貸付対象物件に対して譲渡担保設定契約公正証書を作成（償還期限まで管理）
- （1）
- ・ 契約書を作成して設定登記
  - ・ 漁船保険の質権設定と譲渡担保設定に関しては、法務局で確定日付を取得

### ○ 物的担保による貸付けを促進するために都道府県で対応可能な措置

- ・ 事務処理要綱の改正による物的担保の対象化
- （1）
- ・ 借受者側の選択制にすること
  - ・ 担保評価事務を外部に委託する制度の導入
  - ・ 担保評価、担保設定等のノウハウの蓄積や対応する人員と予算の確保 等

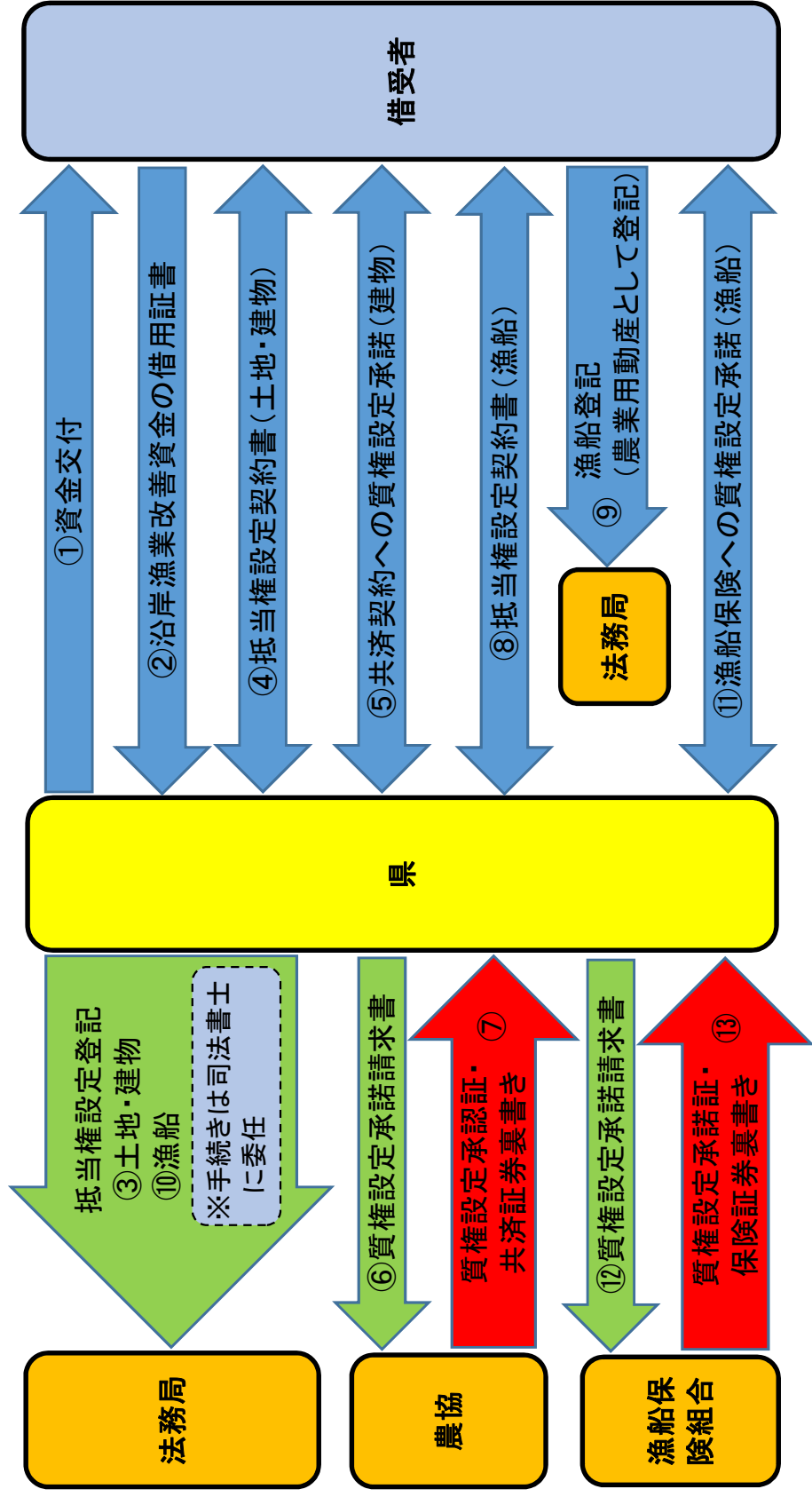
# 別紙 物的担保による貸付けの活用事例(一覽)

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6	事例7
担保	不動産 ○ (土地・建物)	○ (土地・建物)	—	—	—	—	—
	動産 ○ (漁船)	—	○ (エンジン)	○ (漁船等)	○ (漁船)	○ (エンジン)	○ (漁船等)
抵当権設定 (登記)	○	○	—	—	—	—	—
譲渡担保設定	—	—	○	○	○	○	○
公正証書作成	—	—	○	—	—	○	—
質権設定 (漁船保険等)	○	—	—	○	—	○	○

# 物的担保の活用事例1 (担保物件:土地・建物及び漁船(※抵当権設定・質権設定))

## ○貸付けの概要

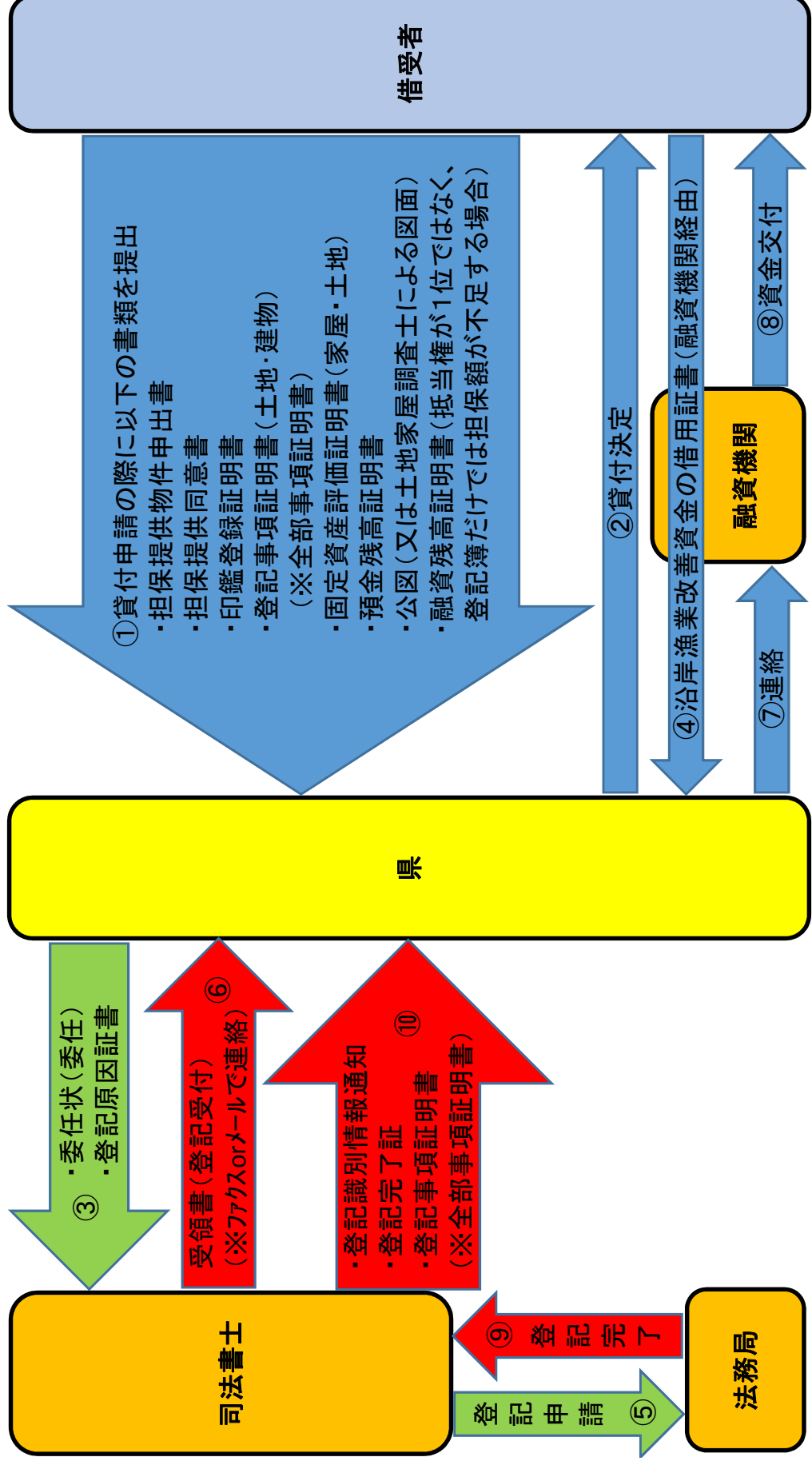
- ・資金の種類: 青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
  - ・貸付の内容: 漁船建造(4.8t)、貸付金額 18,000千円、償還期間 10年
  - ・担保内容 : (1)土地・建物への抵当権及び当該建物の共済契約への質権  
(2)融資対象物(漁船)への抵当権及び当該漁船の漁船保険への質権
- ※漁船の完成まで2カ月程度かかるため、抵当権設定登記や共済・漁船保険の質権設定のタイミングが(1)と(2)で異なる



## 物的担保の活用事例2(担保物件:土地・建物(※抵当権設定))

### ○貸付けの概要

- ・資金の種類: 青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
- ・貸付の内容: エンジン、貸付金額 20,000千円、償還期間 10年
- ・担保内容: 土地・建物への抵当権

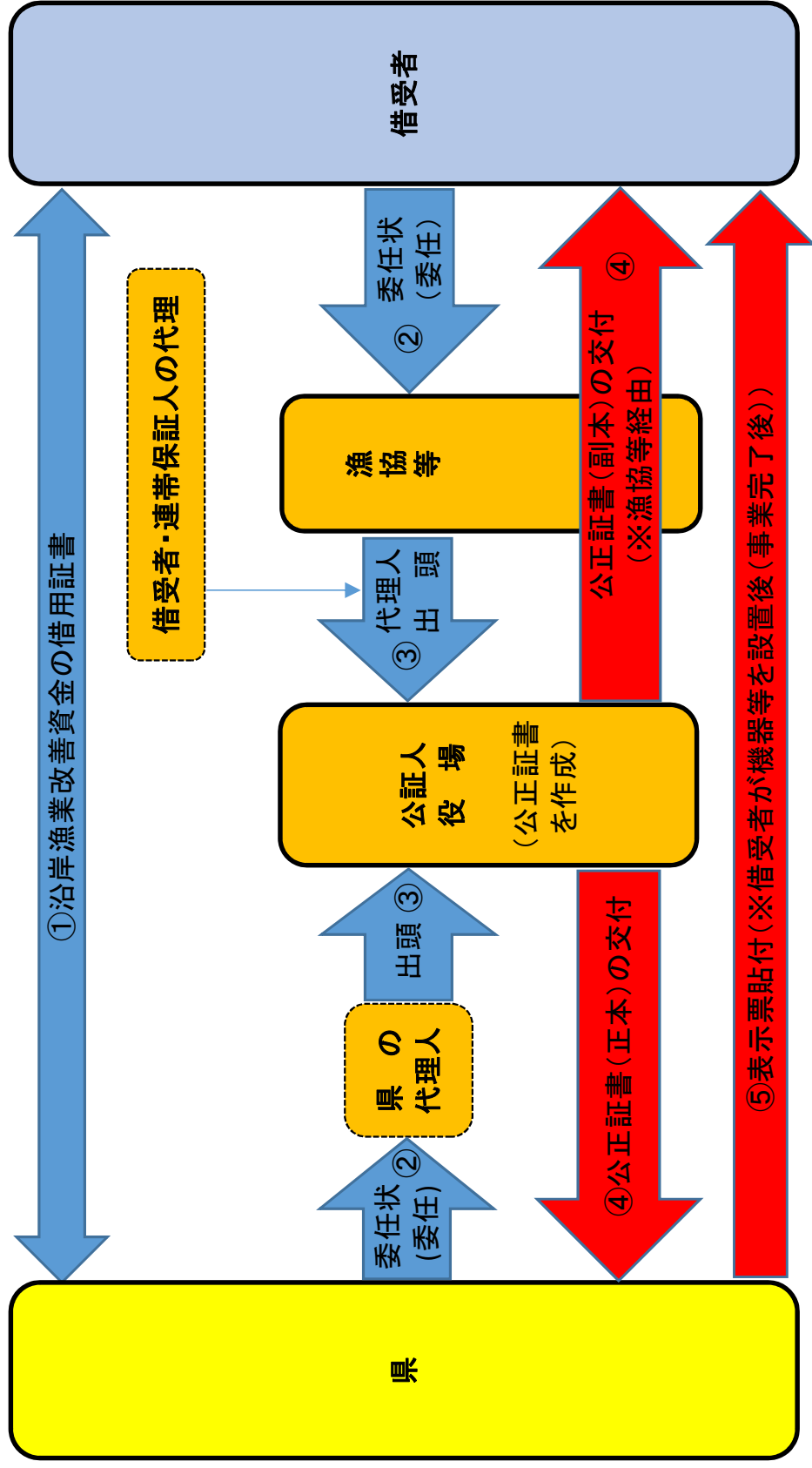


# 物的担保の活用事例3(担保物件:貸付対象機器(※譲渡担保設定(公正証書作成)))

## ○貸付けの概要

- ・資金の種類(例):経営等改善資金(漁船用環境高度対応機関)
- ・貸付の内容(例):エンジン、貸付金額 11,045千円、償還期間 7年
- ・担保内容 :貸付けた機器への譲渡担保設定

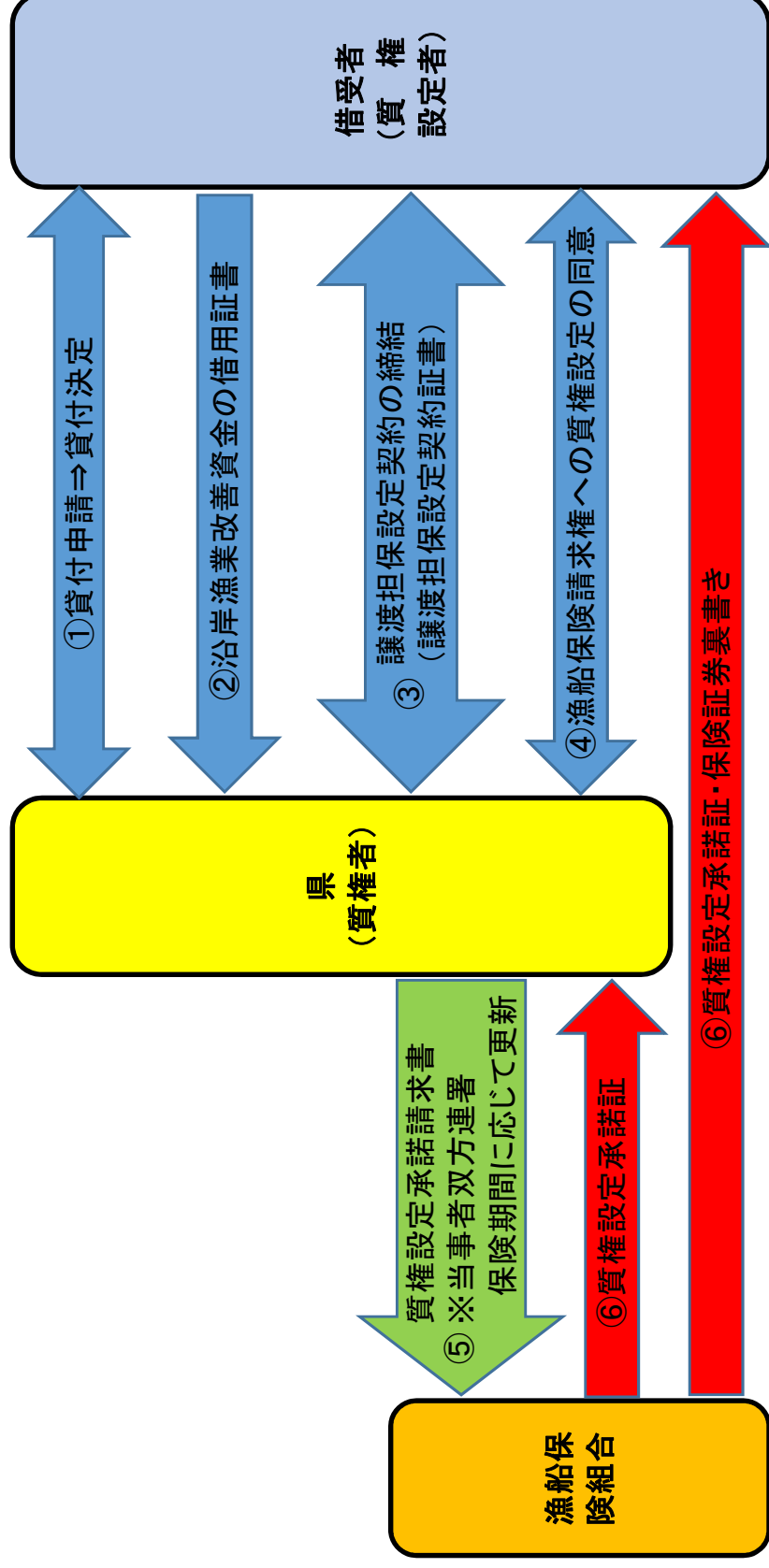
※A県では、平成19年度から全ての貸付けに公正証書を作成  
(人的担保の場合も作成。なお、物的担保の設定は貸付金額が6,000千円以上の場合。)



## 物的担保の活用事例4(担保物件：漁船等(※譲渡担保設定・質権設定))

### ○貸付けの概要

- ・資金の種類：(1)経営等改善資金(燃料油消費節減機器等設置資金)  
(2)青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
- ・貸付の内容：(1)エンジン、貸付金額 24,000千円、償還期間 7年  
(2)漁船建造、貸付金額 20,000千円、償還期間 10年
- ・担保内容：貸付対象物への譲渡担保設定及び当該漁船等の漁船保険への質権設定

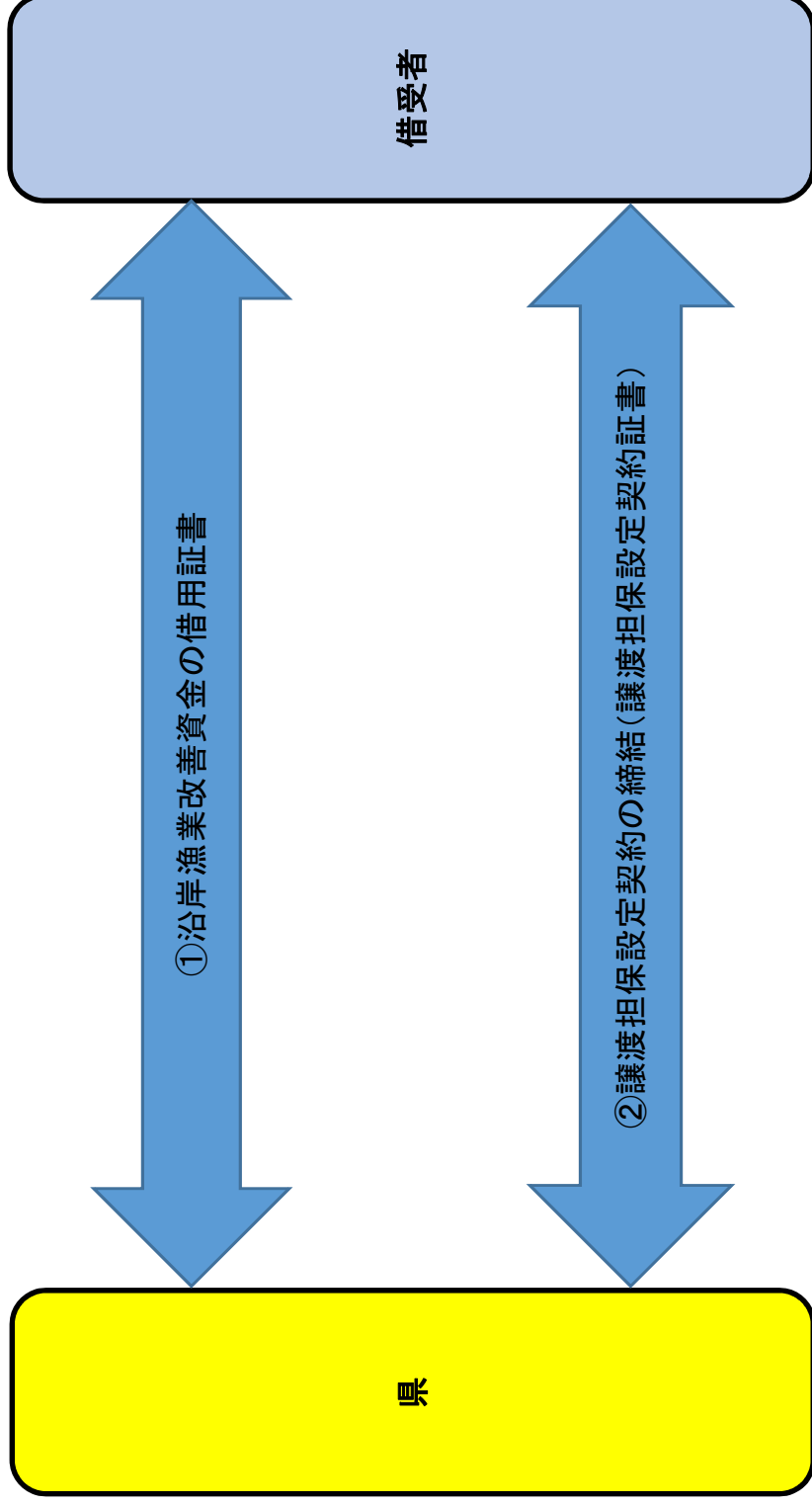




## 物的担保の活用事例5(担保物件:漁船(※譲渡担保設定))

### ○貸付けの概要

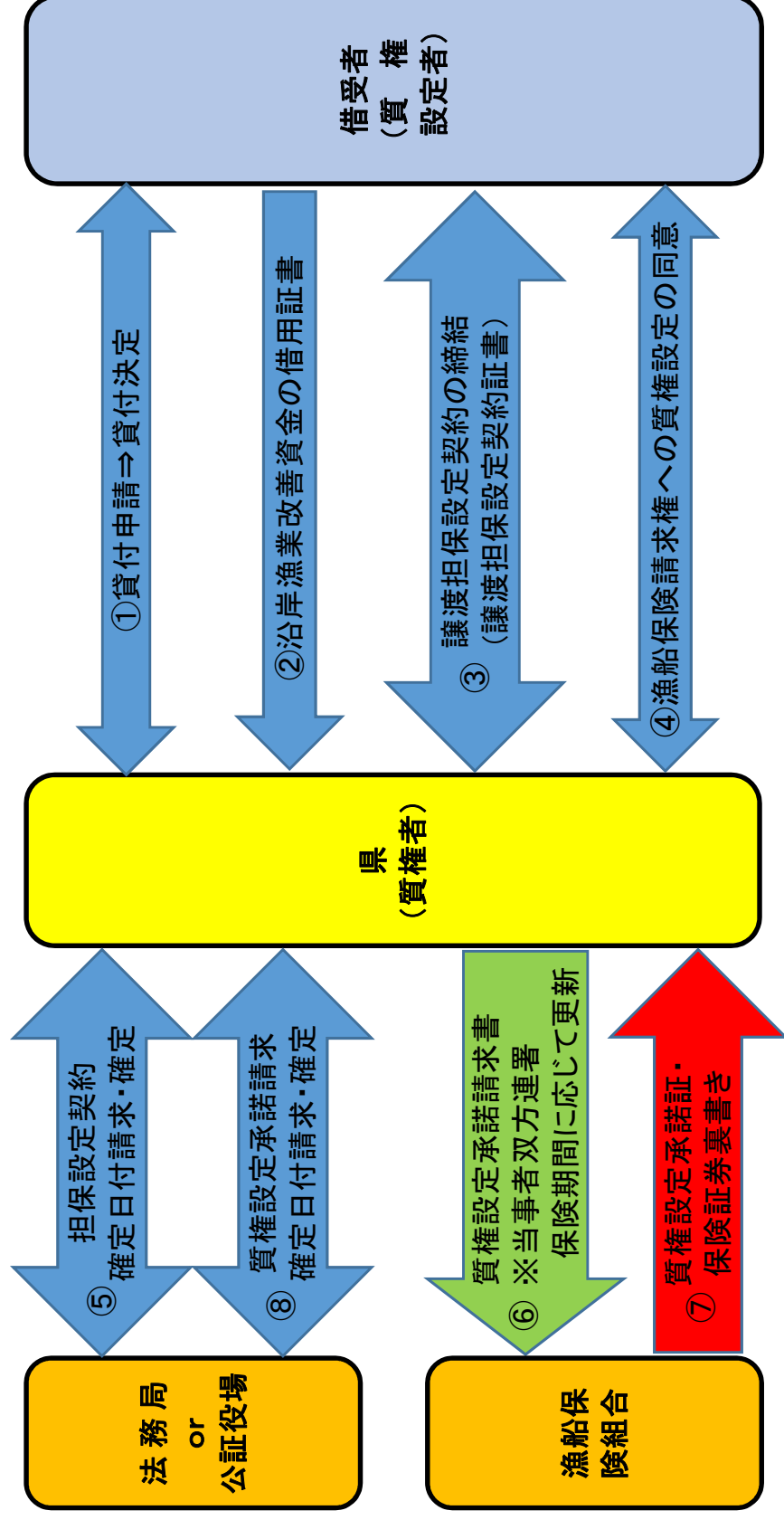
- ・資金の種類:青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
- ・貸付の内容:漁船購入、貸付金額 14,200千円、償還期間 10年
- ・担保内容 :貸付対象物への譲渡担保設定



## 物的担保の活用事例6(担保物件：漁船等(※譲渡担保設定・質権設定))

### ○貸付けの概要

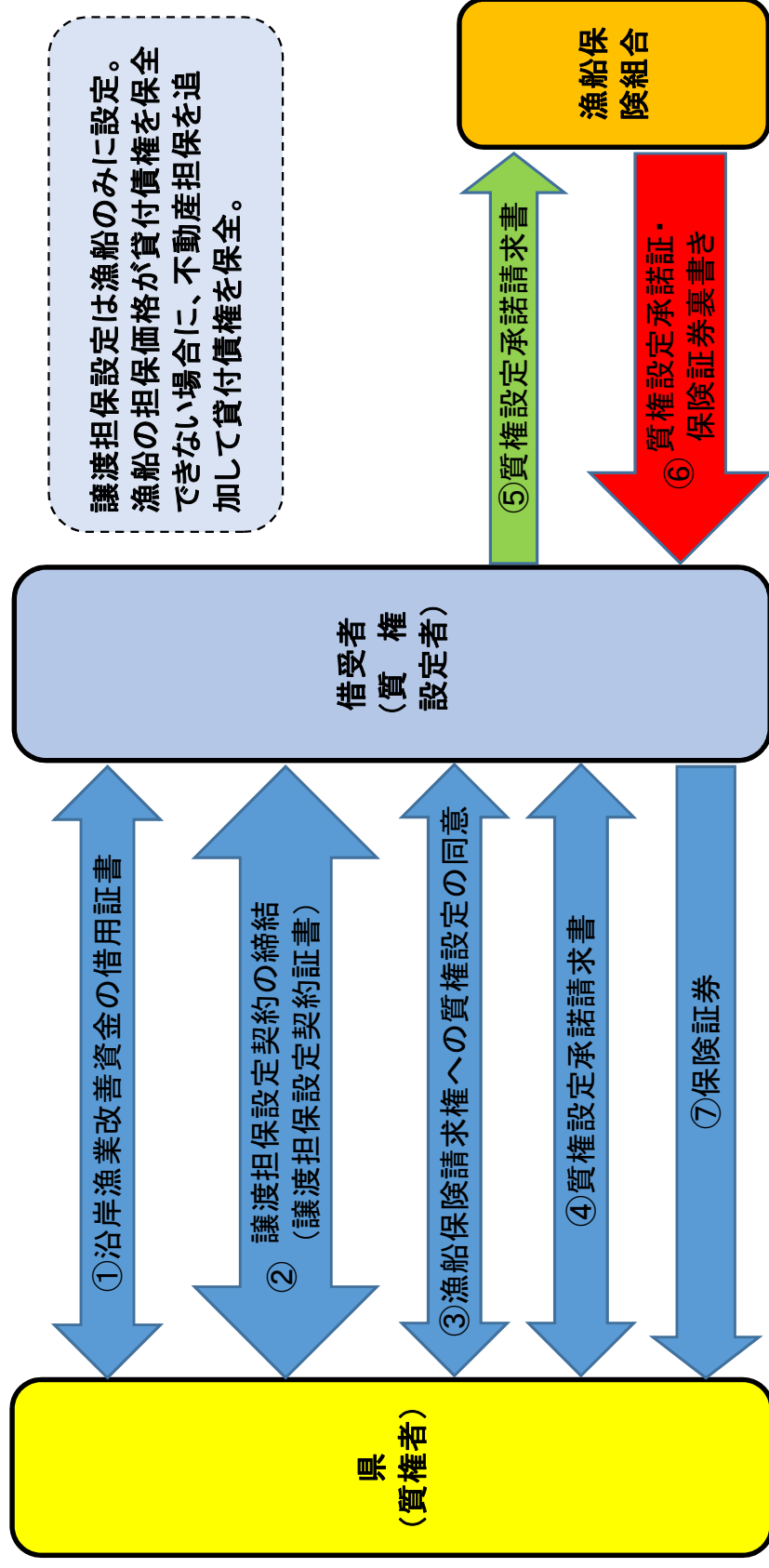
- 資金の種類：経営等改善資金(燃料油消費節減機器等設置資金)
  - 貸付の内容：エンジン、貸付金額 7,560千円、償還期間 7年
  - 担保内容：貸付対象物への譲渡担保設定及び当該漁船等の漁船保険への質権設定
- ※B県では、貸付金額が5,000千円以上のもので、漁船保険の保険金額を物的担保の評価額と担保として徴求。実質的には漁船保険(普通保険)の保険金額を物的担保の評価額としており、当該保険金額については毎年、漁協又は漁船保険組合に確認。



## 物的担保の活用事例7(担保物件：漁船等(※譲渡担保設定・質権設定))

### ○貸付けの概要

- 資金の種類：(1) 経営等改善資金(燃料油消費節減機器等設置資金)  
(2) 青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
  - 貸付の内容：(1) エンジン、貸付金額 24,000千円、償還期間 7年  
(2) 漁船建造、貸付金額 20,000千円、償還期間 10年
  - 担保内容：貸付対象物への譲渡担保設定及び当該漁船等の漁船保険への質権設定
- ※漁船保険組合との質権設定に関するやりとりは借受者に任せている



# 沿岸漁業改善資金の活用状況についての調査結果(概要)

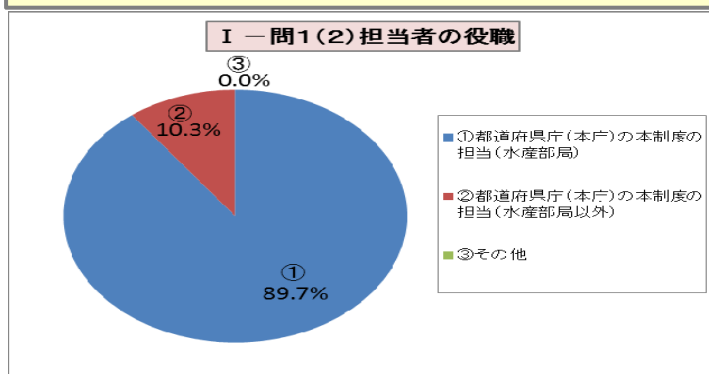
## 1. 調査概要

- (1)調査目的: 平成28年12月に閣議決定された「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応のため調査を実施
- (2)調査方法: 沿岸漁業改善資金実務担当者及び地方分権担当者に対して調査を実施(39都道府県)
- (3)調査実施時期: 平成29年3月～5月
- (4)回収率: 100%

## 2. 結果概要

### (1)担当者の役職について

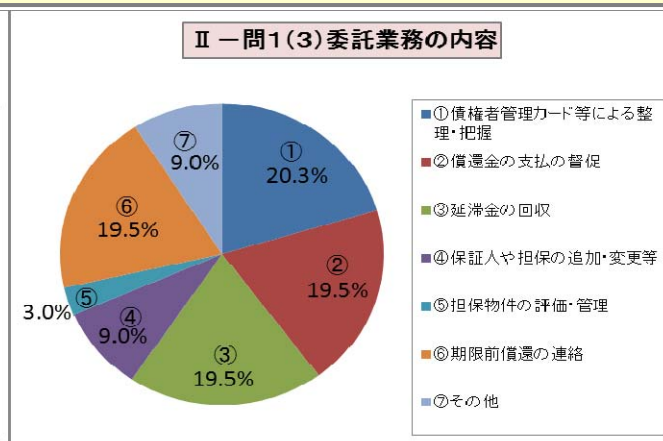
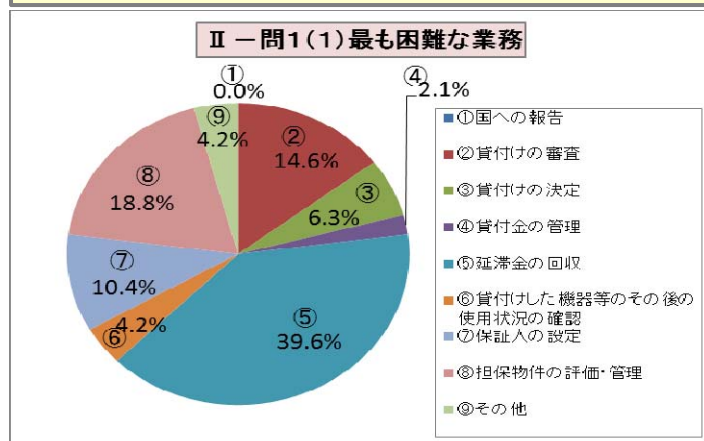
- 担当者の役職は、「①都道府県庁(本庁)の本制度の担当(水産部局)」が90%、「②都道府県庁(本庁)の本制度の担当(水産部局以外)」が10%。



### (2)制度の現状について

#### ① 制度に係る業務の状況

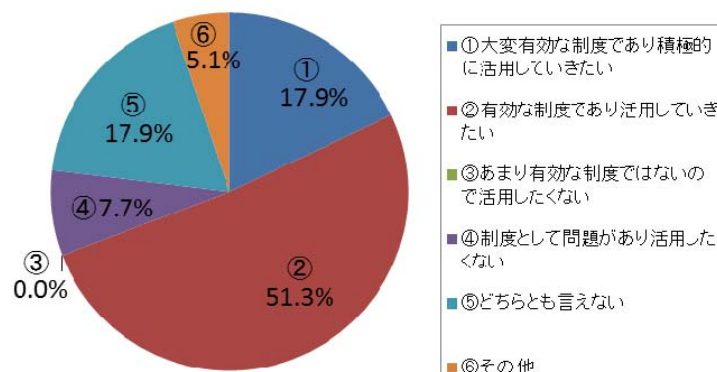
- 沿岸漁業改善資金に係る業務のうち、最も困難な業務としては「⑤延滞金の回収」が40%、「⑧担保物件の評価・管理」が19%、「②貸付けの審査」が15%、「⑦保証人の設定」が10%。
- 事務委託先の業務内容は、「①債権者管理カード等による整理・把握」、「②償還金の支払の督促」、「③延滞金の回収」及び「⑥期限前償還の連絡」がいずれも20%、「④保証人や担保の追加・変更等」が9%。



## ② 制度へのニーズ

- ・ 「①大変有効な制度であり積極的に活用していきたい」と「②有効な制度であり活用していきたい」の合計が69%、「⑤どちらとも言えない」が18%、「③あまり有効な制度ではないので活用したくない」と「④制度として問題があり活用したくない」の合計は8%。
- ・ 活用していきたいと回答した理由としては、無利子貸付の制度であることや技術面・生活面での改善といった政策誘導の効果に関する意見があった。一方、活用したくないと回答した理由としては、信用保証が使えず保証人の確保が必要なことや提出書類等が多く手続きが煩雑で借受者の負担が大きいことに関する意見があった。

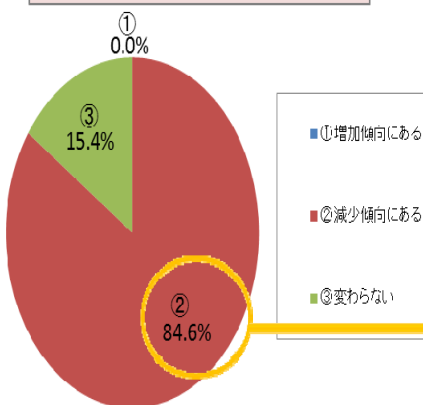
Ⅱ－問2(1)本制度へのニーズ



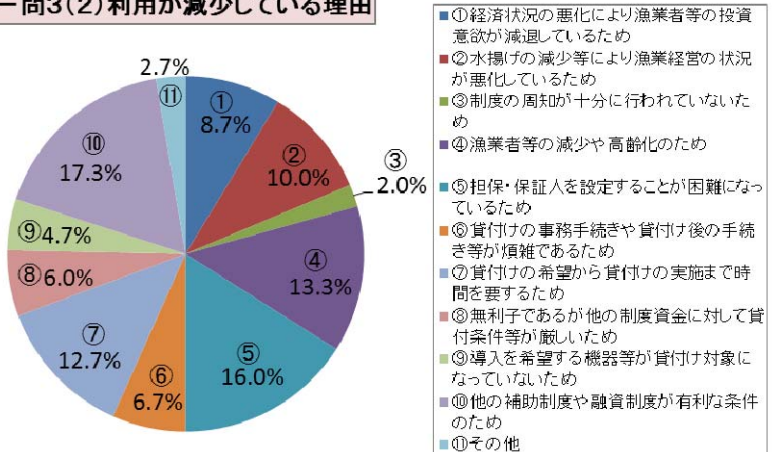
## ③ 過去5か年間の貸付の傾向等

- ・ 「②減少傾向にある」が85%、「③変わらない」が15%、「①増加傾向にある」が0%。
- ・ 減少傾向にある理由は、漁業経営の状況の悪化、投資意欲の減退、漁業者等の減少及び高齢化といった外的要因(①～②、④)が32%、担保・保証人を設定することが困難、貸付条件等が厳しい、貸付に時間を要する及び手続き等が煩雑といった制度上の要因(③、⑤～⑨)が48%。

Ⅱ－問3(1)過去5か年の貸付けの傾向



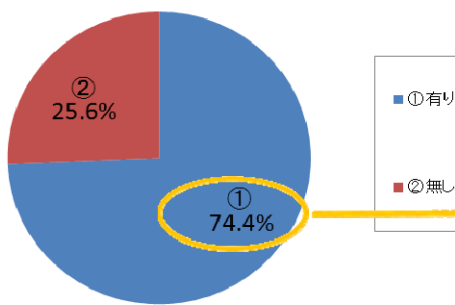
Ⅱ－問3(2)利用が減少している理由



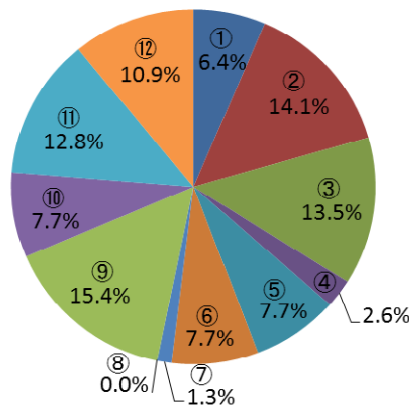
## (つづき)

- ・ 過去3カ年(平成26～27年度)に、漁業者等から貸付けの希望や相談があったものの貸付けを行わなかった(行えなかった)ことがあったのは74%、その件数は147件。
- ・ 貸付けを行わなかった(行えなかった)理由としては、貸付対象者ではなかった等の借受希望者を要因としたもの(①～③)が34%で、このうち担保・保証人の設定が困難であったものは14%。また、他の融資制度や補助制度の活用を要因としたもの(⑨～⑩)が23%、貸付手続きに時間を要する等の制度的な要因(④～⑧)が19%。
- ・ 他の融資制度としては、漁業近代化資金の利用が最も多く、他の補助制度としては、水産業競争力強化緊急事業の利用が最も多かった。

Ⅱ 問3(3) 漁業者等から貸付けの希望があったが、貸付を行わなかったもの(行えなかったもの)の有無



Ⅱ 問3(4)(3)の理由



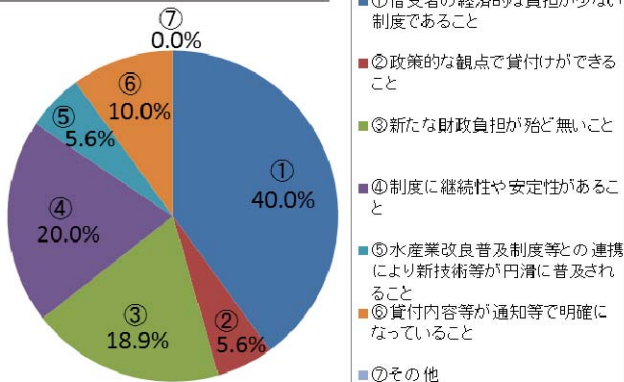
- ① 貸付けを希望した漁業者等の経営状態が悪かったことによるもの
- ② 貸付対象者ではなかったことによるもの
- ③ 担保・保証人の設定が困難であったもの
- ④ 貸付け手続きが煩雑であることによるもの
- ⑤ 貸付け手続きに時間を要することによるもの
- ⑥ 貸付け希望の機器等が貸付対象になっていないことによるもの
- ⑦ 貸付け条件(貸付限度額や償還期間等)によるもの
- ⑧ 都道府県の予算上の制約によるもの
- ⑨ 他の融資制度を活用したもの
- ⑩ 他の補助制度を活用したもの
- ⑪ 不明
- ⑫ その他

## (3) 制度の在り方について

### ① 現行制度のメリット及びデメリット

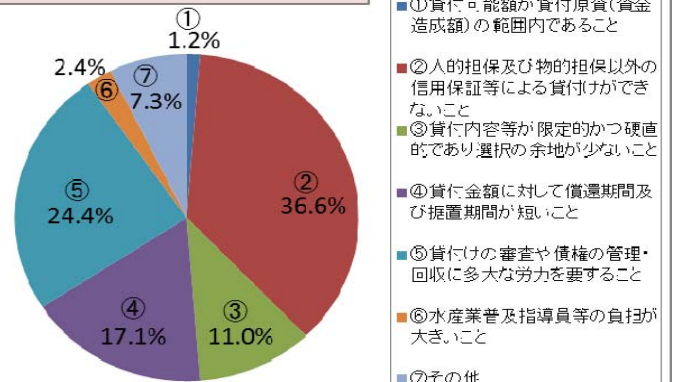
- ・ メリットに関するものは、「①借受者の経済的な負担が少ない制度である」が40%、「④制度の継続性や安定性がある」が20%、「③新たな財政負担が殆ど無いこと」が19%。
- ・ デメリットに関するものは、「②信用保証による貸付けができない」が37%、「⑤審査や債権の管理・回収に多大な労力を要する」が24%、「④償還期間及び据置期間が短い」が17%、「③貸付け内容等が限定的かつ硬直的であり選択の余地が少ない」が11%。
- ・ 具体的な見直し案等の意見としては、連帯保証人の人数の減少、信用保証の導入、違約金の率の見直しや減免、償還期間の延長等に関するものが多数あった。

Ⅲ 問1(1) 現行制度のメリット



- ① 借受者の経済的な負担が少ない制度であること
- ② 政策的な観点で貸付けができること
- ③ 新たな財政負担が殆ど無いこと
- ④ 制度に継続性や安定性があること
- ⑤ 水産業改良普及制度等との連携により新技術等が円滑に普及されること
- ⑥ 貸付内容等が通知等で明確になっていること
- ⑦ その他

Ⅲ 問1(2) 現行制度のデメリット



- ① 貸付可能額が貸付原資(資金造成額)の範囲内であること
- ② 人的担保及び物的担保以外の信用保証等による貸付けができないこと
- ③ 貸付内容等が限定的かつ硬直的であり選択の余地が少ないこと
- ④ 貸付金額に対して償還期間及び据置期間が短いこと
- ⑤ 貸付けの審査や債権の管理・回収に多大な労力を要すること
- ⑥ 水産業普及指導員等の負担が大きすぎる
- ⑦ その他